

発言者（敬称略）役職等

- ・ 渡邊 保 「あすの会」副代表幹事
- ・ 前田 敏章 北海道交通事故被害者の会 代表
- ・ 今田 和 北海道くらし安全局 道民生活課 課長
- ・ 佐々木 基 北海道警察 犯罪被害者支援室 室長
- ・ 日笠 倫子 札幌弁護士会 被害者支援委員会 委員長
- ・ 諸澤 英道 常磐大学元学長 被害者が創る条例研究会
- ・ 生井 澄子 犯罪被害者遺族 「宙の会」
- ・ 鴻巣 たか子 被害者が創る条例研究会 「ハートバンド」運営委員
- ・ 能登 啓元 明石市 市民相談室 室長 弁護士
- ・ 木本 克己 横浜市 犯罪被害者相談室職員 臨床心理士 精神保健福祉士
- ・ 高山 一枝 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害者相談室)相談員
- ・ 亀田 成基 北海道くらし安全局 道民生活課 主幹
- ・ 廣川 衣恵 札幌市 市民文化局 男女共同参画課 課長
- ・ 猫山 房良 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター 理事（事務局長）
- ・ 能勢 雅美 北海道交通事故被害者の会
- ・ 大鹿 祐太郎 札幌弁護士会（犯罪被害者支援委員会）
- ・ 千崎 史晴 札幌弁護士会（犯罪被害者支援委員会）
- ・ 内藤 裕次 北海道交通事故被害者の会 副代表 弁護士

[プログラム1 挨拶]

- ・ 渡邊 保 被害者が創る条例研究会世話人・「あすの会」副代表幹事

みなさまこんにちは。只今ご紹介頂きました、被害者が創る条例研究会、世話人をしております渡邊と申します。本日はお忙しい中、このシンポジウムにご参加くださいます誠ありがとうございます。また、このシンポジウムの準備のために、全国被害者団体ネットワーク「ハートバンド」の代表であり、北海道交通事故被害者の会の代表である前田様には大変感謝しております。どうもありがとうございました。また、協力団体であります、北海道交通事故被害者の会、後援頂きました北海道、北海道警察、札幌市、札幌弁護士会、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、犯罪被害者団体ネットワーク様に感謝申し上げます。

私は横浜市在住ですが、2000年10月に犯罪被害者遺族になりました。当時は、神奈川被害者センターも、横浜市犯罪被害者相談室もなく、どこに相談していいかもわからず、すべて自分一人で対処しなければいけないと思っていました。そういった経験を踏まえまして、全国どの地域で被害にあっても、身近な自治体である市町村から支援を受けられるようにと、そういう思いで、この被害者が創る条例研究会の活動をしています。

今年度の犯罪被害者白書によりますと、第二次基本計画から進めています総合的対応窓口の整備という点では、47都道府県のうち、41府県で、総合的窓口の設置が100%になったという風にかかれております。ただ、残念なことに北海道は、96.1%ということでその他100%に達していない都道府県としては、岩手、長野、静岡、宮崎、沖縄と北海道を入れて6道県だけという形になっています。また、支援条例の制定については、全国でも24%弱ということで、ほとんど進んでいないというのが現状です。また北海道でも、ほとんどの市町村が、安心安全条例などに、1項目だけ犯罪被害者支援の項目が入っているということで、特化した条例を作っているのはほんの数えるほどとですので、特化した条例を作りたい、ということをお願いしております。

被害者が創る条例研究会の説明をさせていただこうと思ったのですが、このチラシの裏面に結構詳しく紹介されておりますので、細かいことは割愛させていただきます。当初被害者6人、被害者学の学者さん2人、それから犯罪被害者支援に非常に積極的に取り組んでいる4自治体の8職員の方、合計16人でスタートしました。

何が被害者支援に一番身近にできるかというのを考えて、では条例を作ってもらおうということで、そのためには、雛形を作ろうということで、条例案の研究をはじめまして、本当にすごいと思うのですが、6か月で基本条例案初版を完成させました。その翌月には第二版を完成しまして、2015年からは日本財団の預保納付金支援事業の助成を受け、6月に第三版を発行し、これを全1704の自治体に送りました。ただ、送りましたけども、表立った反応はほとんどなかったというのが現状です。昨年2016年度は第四版を発行しまして、ここまでは被害者が創る条例研究会のホームページに載っておりますので、興味のある方は、

そこから見ただけであればと思います。それで、今年は何をやろうかということで、じゃあ、条例を作るためのガイドブックみたいなものを作ろうということで、皆さんのお手元にも配られていると思いますが、「すべての町に被害者条例を」を作成しました。ここには、諸澤先生はじめ被害者学の方の論文、それから実際に被害者支援に取り組んでいる自治体の職員の方、あるいは私たち被害者が日ごろ思っていることを Q&A 形式で載せたという形で、これを見ていただいて、条例の必要性を感じていただきたいという思いで作りました。

そのほかの活動としては、2015 年に福岡と東京でシンポジウム、2016 年には大阪、大分、三重、名古屋などでシンポジウムを開催し、その他ワークショップに関してはたくさんあちこちの場所で開いております。

こういった活動が、最近条例の検討を始めたと聞いております名古屋市ですとか、あるいは、奈良、大分はもうできたという話ですが、それと北海道もまた道として条例の制定に取り組み始めたという話を聞きまして、非常にうれしく思っております。

今回のシンポジウムをきっかけに、北海道でも被害者支援の機運が高まるということをお願いしまして、主催者代表の挨拶とさせていただきます。

実りあるシンポジウムにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・ 前田 敏章 北海道交通事故被害者の会 代表

皆様、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。主催いただいた条例研究会の皆様、明石市 能登様、横浜市 木本様、遠方よりお越しいただきました。大変ありがとうございます。

基調講演の諸澤先生には、2007 年にも来道いただいております。配布資料に記載がありますが、その時は「被害者の尊厳と権利を護るために～基本法制定後の支援のあり方を考える」というテーマで講演いただきました。それから 10 年、先生からの学びがあって、私たち北海道の会の活動継続もあったと感謝しております。

本シンポ開催のきっかけですが、私は、先ほど紹介がありました鴻巣さん（本日のパネル討論のコーディネーター）と一緒に、ハートバンドという、全国 19 の犯罪被害者団体の連合体の運営にも携わっております。ハートバンドが誕生したのは、犯罪被害者週間が定められた 2005 年です。以来、全国大会を開催していますが、4 年前から、今日のテーマ「市町村における支援の充実」ということを課題の一つとしております。4 年前に実態調査アンケートも行いました。その後、今挨拶がありました条例研究会が全国で開催するシンポに、当事者団体として、取り組んできました。

願いが届き、幾つかの県や市で、新たな条例制定あるいは検討の動きが出て来ておりまして、こうした中で、今年 2 月、道が主管する「支援懇談会」に、北海道の会は被害者団体として初めて、構成員に加えていただくことができました。協議題の一つが、道条例の必要性ということでした。私からは、どの市町村でも必要な生活支援など受けられるように、被害

者支援に特化した条例化を願うこと～現在は 1 割に満たない自治体です～。道条例制定をその契機としていただきたいことなどをお願いさせていただきました。

そして、その懇談会を受けまして、私たちは勇躍して、条例研究会にぜひ今年のシンポジウムは北海道で開催していただきたいとお願いしました。これが本日のシンポ開催に至る経緯です。

皆さん、つい先日も 117 年振りという性犯罪厳罰化の改正法施行が報じられておりました。基本法制定から 12 年、被害者の尊厳と権利のための法律や制度は大きく変わりつつあります。基本計画等によって、支援の輪が広がり、私は 22 年前の交通犯罪遺族ですけれども、当時考えられなかった支援が今は行われている、ということを実感しております。

しかし、一方で、最近入会した会員からや、会へ掛かってくる電話の中で、悲痛な声が今も聞かれるわけです。

「事件直後の辛い手続の時、窓口で受けた心ない対応が、今もダメージとして残っている」。「救いを求めて、知り合いの議員の方に行政の窓口を尋ねたが、『何も無い』と言われ、孤立感を深めた」。「刑事裁判で、何をどうして良いか分からず、弁護士に相談したかったが、費用が心配で出来なかった。そのことが今も悔やまれる」～この方は泣きながら電話で語られていましたが～、そういうことが今もあります。

権利としての被害者支援～私は「生きるための支援」と思っています～が、住んでいる地域によっては受けられないこともある、というのはやはり不条理です。「どんな支援があり、どのようにすれば受けられるのか、分からない」という、被害の潜在化につながる事態も未だ残っていると思います。これらを打開するために、広い北海道ではありますが、心一つに、次の一步を進めて欲しいと思います。

心強いのは、高橋はるみ知事が 3 月の道議会で質問に答えて、「犯罪被害者等を地域全体で支える社会づくりのために、条例の検討を進める。」と答弁していることです。

本日の討議による、次の一步が、支援と連携のプラスのサイクルとなって力強く動いていくことと確信しております。皆さん、本日の討議をよろしくお願いします。

・ 今田 和 北海道 暮らし安全局 道民生活課 課長

本日ご出席の皆様、お疲れさまでございます。北海道環境生活部道民生活課長の今田でございます。

本日のシンポジウム「考えよう市町村における犯罪被害者支援」の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。本日お集りの皆様におかれましては、日頃から北海道の犯罪被害者等支援施策に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。次第でございます。

不幸にして犯罪の被害に遭われたご本人やそのご家族、ご遺族は、心身共に深い傷を負われ、再び平穏な生活を取り戻すためには、道や関係機関、団体などのサポートはもとより、

地元市町村や地域の方々の理解が大変重要であると考えております。

道といたしましては、被害に遭われた方々の権利利益の保護、回復を図るため、平成 19 年に北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定いたしまして、市町村や民間の支援団体とも連携しながら相談窓口の設置運営を行いますとともに、啓発活動を通じまして、道民の皆様の理解が深まるよう努めてまいりました。

本道におきましては、刑法犯認知件数の減少傾向が続いておりますけれども、またその一方で、振り込め詐欺をはじめとします特殊詐欺が後を絶たず、また重大事故に直結しかねない飲酒運転も根絶には至っていないなど、依然として多くの方々が、犯罪の被害に遭われており、苦しまれ、そして不安な毎日を余儀なくされております。

道といたしましては、引き続き、被害に遭われた方々への支援に取り組みますとともに、支援の一層の充実を図るため、被害者団体や支援団体、有識者からご意見を伺いながら、犯罪被害者等への支援に関する条例の検討を進めるなど、犯罪被害者等を地域社会で支え、道民が安全で安心して暮らすことができるよう、社会づくりに努めてまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますけれども、本日のシンポジウムの開催にご尽力いただきました関係者の皆様に敬意を表しますとともに、このシンポジウムを通じまして、被害者の方々への理解と支援の輪が、これまで以上に広がっていくことをお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

・ 佐々木 基 北海道警察 犯罪被害者支援室 室長

只今ご紹介頂きました、北海道警察本部犯罪被害者支援室長の佐々木と申します。シンポジウムの開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

被害者が創る条例研究会による本シンポジウムは、全国で 5 か所目の開催と伺っております。これまでの間、全国の様々な団体で活動されている皆様方が、日本のどこで事件や事故にあっても、等しく適切な支援を受けられる社会の実現という同じ思いの中で活動に取り組まれ、本シンポジウムの開催にご尽力されていることに、改めて敬意を表します。また、日ごろから警察行政の各般に渡り、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、心よりお礼申し上げます。

さて、北海道内においては、殺人や強盗などといった重大な犯罪の発生件数は年々減少を続けており、また、交通事故で亡くなる方の、数も減少してきているところではございますが、一方では、日々これら犯罪や事故の発生により、新たに被害者が生まれていることも事実であります。これら犯罪にあわれた被害者の方、そのご家族、ご遺族の方々は予期せぬ犯罪被害にあったことにより、直接の被害としての身体的苦痛はもとより、深刻な精神的ダメージや経済的負担を強いられ、多くの方が苦しんでおられます。そこで、犯罪被害者の方々と、最初に接する最も身近な機関である道警察におきましては、犯罪被害者支援の活動は最

も重要な業務の一つと考え、被害者やご家族、ご遺族の方々の心情に配慮した対応に努めているところであります。

現在、道警察では事件捜査の過程で、被害者やご遺族の方々が受ける負担を軽減するため、事件や事故の発生当初から支援要員を配置して、運用しておりますほか、第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画を踏まえ、被害者の方々への支援の各種取り組みを実施しているところであります。主な取り組みを簡単に紹介させていただきますと、まず、経済的な支援といたしまして、犯罪被害給付制度の運用の他、性犯罪被害者の方々の初診や緊急避妊の費用など、さらには重大な事件や事故にあわれて精神的に不調をきたされた被害者、ご家族、ご遺族の方々の精神科病院医療費用等を公費で支出する取り組みに力を注いでおります。また、刑事手続きの概要などをわかりやすく記載した冊子を配布して、情報提供に努めているほか、各種相談窓口を設置するなど、被害者やご遺族の方々が受けた痛みを少しでも軽減できるよう取り組みを実施しているところであります。しかしながら、被害者の方々が求める支援は、警察が行う取り組みだけでは、当然足りるものではなく、連携する関係団体や機関、個人の皆様にも、それぞれのお立場で様々な支援を行っていただいているところであります。一方、こうした我々の取り組みは、広域に自治体が点在する北海道の特殊性も影響しまして、まんべんなく行き届いているとは言えないのが実情であります。今後、被害者支援をより充実させていくためには、犯罪被害にあわれた方の身近な存在であります、各自治体と警察が中心になりまして、支援の取り組みを強化していく必要があると感じております。地域ごとの温度差のない支援体制の確立こそが目指すところであります。そして、被害者を支える社会全体の理解も欠かすことはできません。特定の方が犯罪被害にあうのではなく、誰もが被害者になり得るものでありますから、本日ご来場いただいた方々が本シンポジウムを、被害者がどのような現状に置かれて、そして、どのような支援を必要としているのか、これを考えるきっかけとしていただくとともに、支援に向けた道民全体の関心が本シンポジウムの開催により高まっていくことを切に願っております。道警察では、被害者や遺族の方々に、一日も早く、平穏な生活を取り戻していただくために、今後とも関係機関、団体との連携を図ることはもとより、道民の皆様からのお力添えもいただき、社会全体で被害者等を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本シンポジウムのご盛会と皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

・ 日笠 倫子 札幌弁護士会 被害者支援委員会 委員長

ご紹介に預かりました、札幌弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長の日笠と申します。

わたくしたち弁護士会では、犯罪被害者支援委員会という委員会を作りまして、犯罪被害にあわれた方々の支援を行う弁護士を集めて委員会として活動しております。札幌だけではなく、今年の春には北海道弁護士会連合会でも犯罪被害者支援委員会が発足いたしました。

て、道内どこにいても弁護士が支援できる体制を整えることを進めています。しかしながら、まだまだ道内でも犯罪被害者の支援をできる弁護士について、差があることも事実でございます。被害者の方々の少しでもお役に立てるように努力していきたいと思いますけれども、それでも弁護士一人一人ができることについては、かなり限られておまして、無力さを感じることも少なくありません。その中で、被害者支援についての条例ができるということは、私たちの活動にも大きな力となります。今後、その条例が制定されて、被害者の方々への切れ目のない支援が実現されることを心より祈っております。わたくしたち弁護士会といたしましても、微力ではございますが、尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

[プログラム2 基調講演]

- ・ 諸澤 英道 常磐大学元学長、被害者が創る条例研究会
別記 pdf に完成原稿あり

[プログラム3 被害者の声]

・ 生井 澄子 「宙の会」

お集りの皆様こんにちは。只今ご紹介頂きました。生井澄子と申します。

私は27年前、1990年12月19日に事件が発生して、その時長女を亡くしました。あの日の朝、「行って来ます」と元気よく出て行った娘が帰宅せず、3日後に遺体となって見つかりました。夫がその遺体を確認して、「宙恵（みちえ）だった」と私に告げた時は、夢の中のような出来事で信じられませんでした。

警察署の霊安室に行けなかった私に「それでも母親なのか！」と叱責されたことは憶えているのですが、宙恵だったと言った後のことはもう憶えていません。無言のまま家に戻ったような気がします。

夫の単身赴任中の出来事でしたので、子どもたちを守っていた私の責任は大きく重いものでした。夫は、小さい時に体が弱く病氣ばかりしていた長女の事を心配して、家族の誰よりも心にかけておりました。その大事な娘を私は死なせてしまいましたので、夫になんと言って詫びたらいいか、悲しみと責任が体中を駆け巡りました。

でも私は、その夜のうちに「ごめんなさい。許して下さい」と謝ることが出来ました。夫は、私を責めるようなことは一言も言わず「俺がいたら・・・」と云ったきりで、後は何も云いませんでした。

通夜と告別式が終わって、宙恵はお骨になって家に戻って来ました。そして間もなく、新しい年が来て、夫は、4、5日家におりましたけれど、仕事に戻って行きました。それから数週間して、容疑者が判明しました。容疑者は、宙恵の高校の2年後輩の男でした。そして、同じ町内に住んでおりました。娘と、その容疑者との関係を警察は調べてくださいましたが、どこにも接点はありませんでした。知らない男に殺されてしまったのです。

宙恵の高校生時代には、その男は同じ町内にはいなかったと、後から知人から聞きました。全国に指名手配になった容疑者は、1周忌、3回忌、7回忌を迎えても逮捕されませんでした。そして13回忌を迎えようとしていた2002年2月に夫が病氣で亡くなりました。ベッドの上で「あの野郎」と容疑者に腹をたてておりましたけれども、事件の結末を知る事なく、最愛の娘の所に逝ってしまいました。私は娘と夫の無念の思いを、悔しさを背負うことになりました。

事件後は、夫ともあまり話のしない生活が続きました。あの時は本当に苦しくて死にたい死にたいと思いました。毎日毎日、その事ばかり考えておりましたら、带状疱疹という病氣にかかりました。そして毎日、皮膚科に通っておりました。1ヶ月の間通っておりましたが、通院のバスの中や、待合室での待ち時間にいろいろ自分のことを考えました。

夫に優しい言葉や態度を期待しておりましたのに、夫は何も云ってくれないので、きっとそのいらいらが病氣を招いたのではないかと私は思うようになりました。自分で自分を病

気にするのはもう止めようと思いました。そんなことを考えているうちに、少しずつ病気もよくなりました。

このような夫との間のことや家庭の問題を、自分の身内に話すことも友人に話すこともできませんでした。そんな時はやはり、そういう道の専門家に、話を聞いていただき、良いアドバイスを頂いたなら、また別の考えをもって夫に接することができただろうなど、今になってそんな風に思います。しかし、何ととっても、こんな事件が起きなければ、宙恵さえ生きていればと、本当に悔しく、今でもそう思っております。

警察は容疑者が確定してからはあまり顔を見せなくなりました。それで私は、時々警察へ行きました。「何か進展がありましたか？」とお尋ねしても、警察は「何も情報が入りませんので」という同じお返ししかいただけませんでした。

そして、とうとう逮捕されないまま時効を迎えてしまいました。国は殺人犯に自由を与え、無罪放免にしたのです。こんな法律っておかしい！ 時効は要らない！とその時思いました。

時効を迎えてしまってから、今日こそは！今日こそは！と逮捕の知らせを待っていたあの期待感も、また、娘と夫の無念の思いを晴らす機会も無くなって、気持ちの張りもどんどん無くなっていくような気がしました。

そんな時、警察の方が見えられて、民事訴訟の話をしていかれました。そして、弁護士さんの住所と電話番号を教えていただきました。その民事裁判を教えてくださいました方は、現役の機動捜査隊の隊長さんでした。時効の前に、私は、ある人が私を連れて西警察署、それから手稲警察署、機動捜査隊と、「今年時効になりますので、よろしく願います」と言って、一緒に回ってくださった方がおりました。その方は、事件発生当時、西警察署の署長さんで、事件の翌年に、定年を迎えられたのですが、第二の職場に行きながら、時々私のところに来て、様子を聞きにまいりました。「自分が署長の時の未解決事件ですから」ということで、心にかけてくださって、たびたびお顔を見せてくださいました。その方が、私を警察署に連れて行ってくださったわけです。その方には大変、大変お世話になりましたし、本当に心強く思いました。

民事裁判のことも、どうしようか考えました。犯人も捕まっていないのに、裁判なんてできないのではないかと思いました。でも、一度弁護士さんに会っていろいろ話をしてみようということで、私と、その元署長さんだった方と二人で弁護士事務所を訪れました。裁判はできるということで、じゃあもう最後の一押しだからやってみようと思って、裁判をすることにしました。それで、裁判所へも、その元署長さんが一緒に行ってくださいって、ほんとに心強く思いました。

裁判は、容疑者が犯罪に関与したという判決を下さって、損害賠償の請求する権利をくださいました。私は、裁判所にいる間、本当に緊張しました。終わった時は、「ああ、これでもう何もすることない。することは全部終わった。」とほっとしました。でも10年経って、また民事裁判をしなければならないということ、はじめは知りませんでしたので、もうそ

れで永久のものだと思って、喜んでおりましたけれども、来年判決から10年を迎えるという事で、また裁判をすることになりました。

山田弁護士先生と色々相談して、裁判を進めていきました。そして、今年の3月16日に裁判をしていただき、1週間後の23日に、前回と同じ損害賠償の判決を戴きました。私は、はじめは色々と費用もかさむので、前回の判決の金額の半額を希望して、手続きを進めておりました。でも、そのことが新聞に載りまして、その新聞を読まれた方が、お母様の遺産の一部だと思うんですけれども、匿名で、私のところにお金が届きました。お手紙も添えてあったんですけれども、それを読みながら、私は、泣けて仕方ありませんでした。その方の被害に遭った私を思いやる気持ちが伝わって来て嬉しく泣いてしまったのです。そのお金の一部をお借りして、全額を請求することに、山田先生と相談して、決めました。それで全額の判決を頂くことができたわけです。

このように、2度も民事裁判を起こしてしまいましたが、これからまた、他の方も、そんな目に2度もあうようなことになるのではないかと思います、そのことも考えていただきたいな、と。また、費用のことももう少し考えていただきたいなと思って、一言、裁判の時にお話させていただきました。これから少しずつ民事裁判も変わっていけばいいなと思います。

そして、この度、このような条例を作る会というのを知って、本当にそうだと思います。やっぱり、大きな都市だけでなく、小さい町も隅々で何があるか分からない時代ですので、そういう条例を制定していただければ、私たち被害者も、苦しいことも少しは減って、生きられるのではないかと思います。私も何かお手伝いできることがあれば、この条例を作る会のお手伝いをしてみたいと思っています。

時間を割いて、私の話を聞いていただきました。ありがとうございました。

[プログラム4 パネルディスカッション]

コーディネーター

- ・ 鴻巣 たか子 被害者が創る条例研究会 世話人 「ハートバンド」運営委員
- ・ 諸澤 英道 常磐大学元学長 被害者が創る条例研究会

パネリスト

- ・ 能登 啓元 明石市 市民相談室 室長 弁護士
- ・ 木本 克己 横浜市 犯罪被害者相談室職員 臨床心理士 精神保健福祉士
- ・ 生井 澄子 犯罪被害者遺族 「宙の会」
- ・ 高山 一枝 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害相談室)相談員
- ・ 亀田 成基 北海道 暮らし安全局 道民生活課 主幹
- ・ 廣川 衣恵 札幌市 市民文化局 男女共同参画課 課長

フロア発言

- ・ 猫山 房良 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター 理事 (事務局長)
- ・ 能勢 雅美 北海道交通事故被害者の会
- ・ 大鹿 祐太郎 札幌弁護士会 (犯罪被害者支援委員会)
- ・ 千崎 史晴 札幌弁護士会 (犯罪被害者支援委員会)

鴻巣：

鴻巣と申します。よろしくお願いいたします。わたくしの方からは、条例研究会につきましては、世話人の渡邊の方からお話しがありましたし、ハートバンドに関しましては、北海道の前田さんよりご説明頂きましたので、ハートバンドでアンケート調査を行いました時に、どんなご意見が出ていたか、これを見ていただこうと思います。アンケート調査を2013年に行いました。どんな支援をされているかいないかについて、見ていただきたいのですが、予想通りほとんど支援はされていませんでした。ただ、どういうご意見があったか、アンケート調査から見えたこととして、当事者家族にとっては「話を聞いてもらうだけで心が休まった。」「現場に住まないといけなかったので、不安だった。」「多忙で相談に行く時間が取れなかった。」「市区町村に相談窓口があれば遠くまで相談に出かけなくて済む。」「事件事故にあうと市区町村の窓口で様々な手続きをする必要が出てくるが、どこでどのような手続きができるのか分からず何度も足を運ぶことになる。」「どのようなサービスがあるのか分からないので提供できる情報を一覧にして、事件事故後すぐに被害者に渡してほしい。」「今で

きる支援を説明してほしいし、サービスを必要としている人に情報が届くようにしてほしい。」「窓口で事件について話せなかった。ロビーで対応されるのが一番困った。」「事件の後始末をしなくてはならず、子供たちに食事を食べさせられなかった。子供が通っている学校行事の際の付き添いや下の子どもの世話に困った。」

いかがでしょうか。どこの窓口でもすぐに応じることができるようなこと、これが、実際に被害者の方が困っていることなのです。ぜひ、こういう声が出てきている、ということを知っていただきたいと思います。それから、次は、先ほど世話人渡邊の方からお話しさせていただきましたけれども、2013年にこのアンケート結果をハートバンドの大会で報告しました。そうしましたら、北海道の被害者の方が、窓口に行って、「まだ、支援窓口がないので作ってくださいとお願いしました。一回目はちゃんと聞いてくれたけれど、2度3度行くとクレマーだと思われて、相手にされなかった。」こういうご意見がありました。それから近畿の方なのですが、先ほども渡邊の方から申しましたけれども、「条例を創ってほしい」と自分の市に言ったのです。そしたら、「雛形を作って持ってきて」と言われた。こうしたことから研究会を作り、冊子を作りました。これが今最新の第4版で、ホームページに全てオープンにしています。

次ですが、先ほどもお話ししましたけれども、こちらが、私たちが創りました初版で、手作りのものでありますが、これを、2014年に早速、神奈川県茅ヶ崎市（サザンの故郷である茅ヶ崎市）に持っていきまして、市長さんにお渡ししました。そうしましたら、さっそく「作りましょう」と言ってただけて、翌年、2015年11月に、条例が出来ました。それから、先ほどの、「雛形を持ってきて」と言われた方が、奈良県に持って行って、請願を出し、請願が通り、昨年4月に条例ができました。また、昨年9月には、大分県でシンポジウムしましたが、そこでやはり、被害者の方が、請願を出して、通りました。今年3月には、大分県と県内全ての18市で請願が通り、これから条例ができることになっています。名古屋市でも既に制定準備が始まっておりまして、被害者が検討委員会に入っております。こちらのブックレット、28、29ページに、すべて載っておりますので、お帰りの際にでもゆっくり読んでいただければと思います。

さて、前置き長くなりましたが、パネルディスカッションに入っていきたいと思います。論点につきましては、今日は、この4つを予定しております。皆様にたくさん発言いただきたいですし、フロアからも発言いただきたいので、おひとりの発言を2分にさせていただきます。ご協力いただけたらと思います。その代わり、何回でもご発言いただきたいと思います。

最初に、被害者の求める保護と支援とは、ということで、生井さんからお話をいただきました。特に大変だったこと、家族間でもなかなか聞いてもらえなかったこと、二次被害のこともお話しされましたけれども、その他に何かぜひ言っておきたいということとはございますか。

生井：

私はやはり、すぐ近くに話を聞いて下さる人がいてくれたら安心というか、いつでも話せるという安心感も出来て、いいかなと思いました。警察が事件や事故の現場に行き、被害者にも会えますので、相談する所を教えて下さるだけでも、ずい分違うと思います。相談にのって下さる所を教えてあげていただきたいと思います。

鴻巣：

ありがとうございます。明石市の能登さんいかがですか。もし、被害者がいらした時に、なかなか気持ちを話せないですとか、そういう方がもし訪ねてきたらいかがですかね。

能登：

そうですね、明石市では、被害者の方からのご相談を市民相談室で受けているんですけども、まず、被害者の方が話しやすい環境を作るということを心がけています。先ほど、アンケートの中にもありましたけれども、ロビーで対応されて嫌な思いをされたというふうなご意見もあるんですけども、明石市ではですね、被害者の方の相談は、必ず独立した面談室で行っています。他の市民の方ですとかですね、他の方が出入りできない別個の部屋をご用意させていただいて、そこでですね、お話をお伺いすると。お話をお伺いするときも、話しやすいことだけ話していただくと、こちらからせつつとかですね、あまり質問するとかいうことはあまりせずですね、まず被害者の方、当事者の方がお話しただいて、その中で信頼関係を築きながら進めていくということを心がけております。

鴻巣：

ありがとうございます。高山さんはいかがですか。何か気を付けていらっしゃる事とか、普段気にしていらっしゃる事、気づいた事などありましたら。

高山：

ただいま明石市の方から、お話しいただいた通りなのですが、皆さんのお手元の資料の中に、北海道被害者相談室のリーフレットが入っているかと思いますが、北海道被害者相談室は、平成9年に開設されてから、今年で20年を迎えます。カウンセリングや、直接的支援等の、被害者の方々の支援をさせていただいております。残念なことに、まだまだ周知が不十分と思っています。

以前、相談室に被害に遭われてから数年が経過された方が来室されました。「ここに相談に行きなさいと言われて来ました、ここはどういうところなのですか？」と聞かれまして、相談室の説明をしたところ、「私はもうお話を聴いてもらうつもりはないのです」と言われながらも、亡くされた娘さんのこと、一人で裁判所に行ったこと、友人たちがだんだん離れて

行ってしまったことなどを途切れなく話されていました。そして最後に、「私はもっと早くここに来るべきだったのですね。いろんな資料をもらったような気がしますが、その頃は見る気になれませんでした」と話されていました。

被害直後の被害者の方々は混乱されているので、被害者の状況に合わせて、このような情報の提供は何度でもお伝えする必要があるということを感じました。以上です。

鴻巣：

横浜市の木本さんはいかがですか。普段気を付けてらっしゃることですとか、何かありませんでしょうか。

木本：

横浜市の取り組みについては中に資料がございますので、ご覧いただければと思うんですが、平成24年に横浜市の市民局人権課というところに、犯罪被害者相談室が設置されて、その時から、わたくしは相談を担当しております。

それで、本当に多岐に渡りお困りごとはあると思うんですが、特に被害直後の被害者の方は、先ほどのお話にもありましたように、頭が真っ白になったりとか、パニックになったりとか、現実感をともなわないという状況の中で、ご自分が何に困ってらっしゃるのがよくわからないという方が大勢いらっしゃるなということは、気づいております。また実際に犯罪被害者の方からそういうご指摘を受けております。ですので、じっくりお話を聞く中で、無理に聞き出すわけではないんですが、何か例えばこういうことで困っているんですとなった時に、それに関連して、こちらはどうですか大丈夫ですかとか、こちらについてはこういう支援もありますご利用なさいますかとか、一歩踏み込んで積極的に聞いていただくと、「あ、そういったことも自分は困っているかも」という気づき、被害者個人の気づきにつながるのかなと思って、そういったことにも留意してやっています。

鴻巣：

ありがとうございます。被害者もなかなか自分が何に困っていて、今どういう気持ちなのか分からないというご意見いただきました。渡邊さんはご遺族ですが、何かこの他に特に困ったこと、二次被害をうけられたこと等ありますでしょうか。

渡邊：

被害者は、事件直後、どこかに相談に行こうって言うところまで気が回らないんですね。先ほど言われましたように、本当にパニック状態になってしまうということなので、一番望むのは、やっぱり自治体の職員なりが自宅に訪ねて来てくれる。それも、いきなり何々市の職員で担当者ですと、見ず知らずの人に来られても、おそらく、受け入れられないと思います。ですからそういう意味では、例えば事件化された場合ですと、当然警察が入ってますか

ら、顔見知りになっているその警察官が、この人がこの市の犯罪被害者の担当者です。何かお困りごとがあったらこちらの方に相談してください。という形で顔つなぎをしてくれれば、安心して相談できるのではないか。という風に思いますね。

鴻巣：

ありがとうございました。それではですね、実際に北海道における被害者支援の体制が現在どうなっているのか、そのあたりを、北海道の亀田様からお話しただけたらと思います。

亀田：

お手元の封筒に、先ほど高山さんが説明した「犯罪被害者等支援」というリーフレットが入っていると思います。開いていただいて、裏側になりますが、道内の主な相談窓口を一覧にさせていただきます。一番上に警察の相談窓口、国等の被害者支援機関・団体、それと民間等の被害者相談室5か所を記載させていただきます。被害者支援は、基本法では、適切な役割分担を踏まえて、自治体と国が施策を実施するとされており、道の他、関係する国の機関、それと、民間の団体、ここには市町村は載せておりませんが、市町村も含め、北海道内の関係機関・団体がそれぞれ連携し合って、被害者支援を進めて行くということで、このリーフレットを作って、幅広く配っております。しかし、まだまだ周知が足りないという高山さんの話がありましたが、私もそのとおりだと思ってございます。これからも周知に一層努めるとともに、相談の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

鴻巣：

亀田様ありがとうございました。次は、札幌市の廣川様いかがでしょうか。札幌市の取り組みについて、お話しただけたらと思います。

廣川：

はい。札幌市では、お手元にやはり同じようにこのようなパンフレットを入れさせていただいておりますけれども、後ろのページには窓口ですとか、一覧を掲載しています。また、このような窓口があることを知っていただくために、ホームページであるとか、街頭啓発、パネル展などの開催もしております。あと、犯罪等によりまして、これまでお住まいだった住宅に居住することが困難になったという被害者やそのご家族に対して、市営住宅の一時使用などを認めるようなこともしております。また、被害にあわれて障害を持たれてしまった場合は、犯罪被害者の支援に特化したものではないのですが、ホームヘルプサービスなどの福祉施策を利用することも、実施しているところでございます。

鴻巣：

ありがとうございます。後ろのスクリーンに、わたくしの方で一覧表、被害者を取り巻く支援の団体を書かせていただきました。この中で今日ご参加いただいております、北海道総合カウンセリングセンター高山様、取り組みについて、ご説明を頂けますでしょうか。先ほど頂きました追加で結構です。

高山：

北海道被害者相談室の取り組みについてですが、先ほども少しお話させていただきましたが、平成9年に北海道警察から被害者の方々のお話をお聴きして欲しいとの依頼を受け、開設されました。そして、被害者支援もだんだん進歩して来まして、お聴きするだけではなく直接的支援も必要とされるようになりました。平成19年には公安委員会から早期援助団体の指定を頂き、早い段階から、被害者の方々への支援が出来るようになりました。支援内容ですが、電話、面接による相談、病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い、家庭訪問、生活支援等の直接的支援を行っています。開設時間は、月曜から金曜の午前10時から午後4時までです。相談および直接的支援は無料です。直接支援員と相談員16名で活動しております。詳しいことは当相談室のリーフレットをご覧くださいと思います。

先ほども申し上げましたが、被害者相談室のことを多くの皆様に知っていただきたいと思います。その為にも日頃からの広報啓発活動が大切であると感じております。

鴻巣：

ありがとうございます。もう一つですね、北海道がこの表にありますが、北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターというのがございまして、同じく早期援助団体になっております。旭川から、今日、事務局長の猫山様がお越しいただいておりますけれど、簡単で結構ですので、支援の内容について、ご説明頂けたらと思います。

猫山：

当センターは、札幌のセンターとほとんど同じ内容で行っています。もともとは、よろず相談、心の悩み相談をずっと以前から行っていたのですが、警察（北海道警察旭川方面本部）の方からぜひ犯罪被害者支援の方で相談窓口をもって欲しいということで、ご提案頂いて、平成21年の2月から被害者支援を行っております。エリアが道北一帯ですので、なかなかこの被害者支援というそのものを知っている自治体がまだ十分とは言えないと思います。今日の主たる目的である条例の関係についても、たぶん道北の方で、まだその犯罪被害者に特化したような条例を制定されていないのではないかと考えています。後程また発言させていただきますと思いますが、大体以上のところです。

諸澤：

札幌と旭川のカウンセリングセンターが、他の県でいうところの被害者支援センター相

当の活動をしておられるようなのですが、被害者支援について少しご指摘しておきたいと思います。

先ほど「早期」とおっしゃっていましたが、日本では、「早期支援」とか「直接支援」という言葉が間違っって使われているのですが、それはさておき、支援は、早ければ早いほどいいって言われています。

アメリカなどでは、事件発生から3日間、72時間の支援を、一般に、"crisis intervention" と言って、非常に重要な支援とされています。日本語でいうと、危機介入です。あるいは、"crisis response"、つまり、危機応答という言葉もあります。そういうものを、どこかがやってくれなきゃいけないんです。「早期支援」という言葉は、一般に使いませんが、危機介入が早期支援にあたります。事件直後の段階での関わり方が、その後を決める、非常に重要な支援です。

この段階というのは、日本の場合、警察が関わっていることが多くて、それ以外が関わることは難しいわけです。警察は警察で捜査に重点を置かなければならないわけですから。実際に北海道の場合、事件直後の早い段階で、それぞれ関係の皆さん方がどういう関わり方をしているのかなというあたりについて、お聞きしたいんですが、どうでしょうか。高山さん。大変恐縮なのですが、その他の方でも結構ですが、どうでしょうか。

高山：

警察からの紹介という形が多いのですが、その時期は、被害直後というよりは、被害から数週間、数か月以上経過された方の支援が多いです。やはり、先ほど先生がおっしゃられたように、「まず警察の方で」ということと思います。

諸澤：

全国ほぼそういう状態かなとは思いつつ、お聞きしました。捜査がまだ行われている段階に支援がないってことが日本の現状で最大の問題なのです。警察は警察でいろいろと努力されているんですけども、まあ限界があるし、どちらかというと、生活支援っていう意味からすると、本来警察がやるべきことではなくて、他のどこかがやらなきゃいけないと思うんです。

例えば、これは一般には知られていないことですが、神戸の連続児童殺傷事件で兵庫県警が実際にご遺族の生活支援をやりました。本来は、警察以外の機関が、捜査が進んでいる一方で、同時に被害者遺族の生活を維持するための支援をするべきです。これを日本ではどこでもやっていない。道とか市あたりができる部分があるだろうなと思いつつながらですね、北海道はどうでしょうかという問いかけをさせていただきました。

猫山：

当センターは、実はまだ早期援助団体には指定されていないのです。今、それを目標に取

り組んでいるところです。警察の方からはいろいろな情報を頂いております。頂いた情報はできるだけ早く対応させていただいております。

鴻巣：

それでは、第2番目の一番身近な話題でもあるのですが、市町村の窓口充実の為に一体何ができるのか。先ほど被害者の困りごとを見ていただきましたけれども、その中にはすぐにでもやっていただけることがあるかと思います。まずどの市や町でもすぐにできることから始めていこう、始めて頂きたいと思っていますが、このあたり、木本さんいかがですか、何だったらすぐできそうですかね。

木本：

先ほど周知の問題が出ていたと思うんですが、大体どの自治体でも、比較的周知は得意だし、ルートも持ってますので、まあ予算がないとなかなかできないこともあるんですけども、例えば横浜市でやっていることとしては、毎月一回全戸に配布する広報誌があるんですね、横浜の場合だと「広報よこはま」というのがあるんです。それに年に1回か2回くらいだけですが、市の相談室の記事を載せていただいて、こういった窓口がありますよということを周知させていただくとか、それからお金は少しかかりますが、市営地下鉄の窓の上に電子掲示板の広告スペースがあるんですけども、そこで周知をさせていただいたりとか、市役所の広間のところに犯罪被害者週間に啓発用のタペストリーを展示させていただいたりとか。お金があればもっといろんなことができると思うんですけども、その辺の工夫は、既にやってらっしゃるところも多いとは思いますが、一つできることかなと思います。

それからもう一つ言ってもいいですか、窓口の充実ということで一番思ったのはですね、やっぱり総合的対応窓口が何をやっているのか、庁の内外にはあまり知られていないのではないかと。一番深く感じるのは、総合的対応窓口はこういうことをしてますよ、こういう風にお役に立てますよ、というのをきちんと明確化して、それを庁内外にアピールしていくということが、すごく大事なことなのかなというふうに、5年6年やってきて感じたことの一つです。

鴻巣：

ありがとうございます。お金かけないでできること何かないですかね。明石市の能登さんどうでしょうか。ハード面とソフト面があると思うのですが、両方あれば教えていただけるとありがたいです。

能登：

一つは、先ほどちょっとお話しした場所の確保というところは、窓口の充実であるのかなと思います。まあ、窓口の充実、今木本さんおっしゃったような広報というの、周知って

うのももちろんあると思いますし、相談を受ける相談員自身の質の向上、これが1点あるかと思っています。2点目が、先ほど申し上げた場所の確保、3点目が庁内の連携、でこれも後の方の話に出て来るのかなと思います。お金かけずにというところでいえばですね、役所ってなんやかんやで部屋があるんですね。面談室とか会議室とかですね、なかなか場所がないという風におっしゃる自治体さん多いんですけれども、意外に独立した部屋っていうのは庁内やりくりすればなんぼでもなるものです。なのでそういう場所の確保は上手くお金かけずにですね、それほど簡単にはできていく面があるのかなと思います。であと、相談員の質の向上なんですけれども、明石市の場合です、わたくしが弁護士の資格を持ってまして、臨床心理士資格を持っているものもおります。そのものとともに一般の行政職の職員も相談対応さしていただいているんですけれども、こういったときにですね、兵庫の方には被害者支援センターさんが毎年研修をさせていただいています。そういった研修を受けることでですね、どういう風な対応をしていくのがいいのかと。やはり、なかなか、最初の方、相談を受けるというのはですね、自分のことというふうに思えない職員さんが多いですね。やはり当事者でないと、被害者の方から話聞く、市民の方から話聞くに当たって、なかなか自分のことと思えない、他人ごとと思えてしまうというところがありますけれども、そういった研修を受けることなどによって、我が子とこのことのように思えてくる。こういうことで相談員の質の向上を図ることで、窓口を充実させることにはつながるのかな、と。まあ、それはあと出て来るような庁内とか庁内外の連携とも話がつながってくるかと思っています。

ちなみに、先ほどご紹介忘れましたが、この水色の封筒に入っていますのが、明石市の政策まとめている封筒でございます。後で条例のところでもお話しさせていただけたらと思っております。以上でございます。

鴻巣：

ありがとうございます。実は、後程紹介しますが、このブックレットには明石市の市長さんが、コラムを書いて下さっています。能登さんが今お話しされましたが、(早口なのでちょっと聞こえなかったかもしれないですけれども)「他人ごとではなくて、我がこととして」というのが、コラムの文章の中にもあるのですが、素晴らしいなと、と感じております。それから、お金をかけなくてできることですが、被害にあった後、被害者は市役所や区役所、あるいは村役場や町役場に行って、いろいろな手続きしなければなりません。わたくしも行きました。そうした時に、最近では、被害者があちこちの窓口を回るのではなくて、部屋を用意して下さって、そこにいろいろな課の職員が来て、いっぺんに手続きができる、ということ、結構あちこちで耳にするんです。これは本当にありがたいことだと思います。逆に、それができない場合に、木本さん、実際に被害者が横浜市にいらした場合には、横浜市って大きいですからすぐにいろんな課の方に来ていただけませんよね、そういう場合は何か工夫とかはしてらっしゃいますか。

木本：

横浜は、札幌もそうなんですが、政令指定都市なので行政区が 18、横浜市にはあります。人口が 370 万前後ですね。なので、実際区の方に直接行く場合もあるでしょうし、わたくしの方にご相談が入る場合もあるんですけども、先ほどお話があったような、一つのお部屋に来てもらってというような配慮をお願いすることもあります。また、そうでない場合、こういった制度はこの窓口で、というようなことで直接、区の担当の人に電話をして、これからこういう方が行きますのでよろしく願います、というお願いをしたりとか。また、何か、その方が非常にまだ精神的に不安定だったりとか、実際あるんですけど障害があったりとかする場合には、一緒に区役所に行って、窓口と一緒に座るとか、そういった形では対応しております。

横浜市の特徴は、先ほどおっしゃっていただいたように、私ともう一人の相談員が社会福祉士で、二人ともいわゆるケースワーカーなので、既存のいろんな制度とか法令とかどんなものがあるのか、ある程度頭に入っていますから、実際に相談者の方が窓口に来てお困りの時「あ、あの制度が使えるんじゃないかな」という風に思えば、その場から A 区にお住まいだったら、A 区その窓口で電話をして、こういう方が窓口にいらしてこういう状況なんですけれども、こういう制度使えますかってことを確認します。そこで、「たぶん大丈夫だと思いますよ。」となれば、こういう窓口がありますから、じゃあ行ってみてください、今あなたのことはお伝えしてあります、というような形で、お繋ぎするというのが一番大きな役割です。庁外も同じで、こういうことだったら、法テラスのこういうところで民事法律扶助という制度があるので、そちらに行くとか弁護士のご相談ができますからということで、法テラスにもご連絡を取らせていただくとか、そういった調整が一番大きな役割かなと思っています。あと、もう一つできることとしては、やはり非常に憔悴している状態だったり、年齢がまだ低い方、実際今支援している方で、まだ二十歳っていない方がいらっしゃるんですが、そういった方の場合にはですね、書類などを書くのは大変なので、例えば遺族年金だったりとか、そういった書類を書くのは大変なので、二人で一緒に見本を見ながら書いていくという形で、書類を作るのを手伝ったりもしています。そういった取り組みを横浜市はやっています。

鴻巣：

はい、ありがとうございます。それから、今日 2 番目の「窓口の充実の為に」、なぜお二人、横浜市と明石市から来ていただいたかと言いますと、他ではあまりないのですが、専門の職員が窓口にいることの強み、なかなか難しいとは思いますが、札幌市や政令市などの大きな市では、専門の職員を窓口でぜひ置いていただきたいと思っています。

お二人に重ねてお尋ねしたいのですが、専門職員が支援窓口にいることのメリットはどこにあるとお思いですか。能登さんいかがでしょうか。

能登：

明石市では弁護士と臨床心理士資格を持っている職員がそれぞれいるんですけども、まず弁護士資格があるということでのメリットとしてはですね、法的なアドバイス、被害うけられてご相談に来られるタイミングにもよるんですけども、まだ弁護士さんに相談されていないというふうな方とかで、今後そういった裁判手続きですとかですね、冒頭生井さんのお声もありましたけれども、法的な手続きとかがわかりにくいというふうな方に対してはご案内をすみやかにしていけるのかなと。あと、必要な方に弁護士をすぐ紹介するといった弁護士会とか法テラスとかのつながりというのもですね、専門職職員が中にいることによって、つながりやすくなる連携がしやすくあるのかなという風に認識しております。また、臨床心理士についてはですね、やはりまだ長年臨床心理士経験があるものがおりますので、カウンセリングの面とかですね、話しやすい雰囲気とか、そういった心理面でもサポートしております。そういった面ではもちろん、一般の行政職もしっかり担当はしているんですけども、専門職がいることによって、実際の相談を受ける方も、普通の行政職じゃなくこの人は弁護士なんだと、この人は臨床心理士さんなんだということで、少し安心した形でご相談いただくこともできるのかなと、そういった安心感と連携といったところではメリットがあるのかなという風に認識しております。以上です。

鴻巣：

ありがとうございます。木本さん、付け加えていただくことは。

木本：

横浜市では常勤の職員で社会福祉職という採用枠がありますので、私も異動してきたんですけども。やはり、先ほど冒頭ちょっと申し上げたように、他の機関に自分たちの、横浜市なら横浜市の窓口では何をやっているのかっていうことを明確にして、伝えることによって、例えば弁護士会とか法テラスとか被害者支援センターとか警察の方から、こういうケースでこういった人がいてこういったことでお困りなので、横浜市さんお願いします、というような依頼が来るんですね。市の窓口の役割を明確にするということは、専門職がいた方がアピールしやすいというのはあると思います。あと、実際にそのことによって相談が増えるというのは、データがありまして、私が知っている範囲では、窓口で専門職がいるところは、東京の多摩市と中野区どちらも非常勤ではあるんですが、やはりどちらも年に数百件の相談が入っているというように聞いています。やはり専門職を窓口置くことによって、相談も増えるのだらうと思います。ただ専門職といっても、人の問題なので、簡単には置けない場合もあると思います。ですので、このブックレットの後ろにこういう支援の使える制度の一覧があるんですが、このようにどういうお困りごとでどういう窓口でどういうサービスが受けられるのかみたいなことの一覧があって、それもちろんと自治体ごとに自分たちの制度に沿ったものを作っておくと、被害者の方が窓口にいっちゃったときも、慌

てずにこういう制度がありますよ、とお伝え出来ると思います。この辺のことも、自治体としては、一番取り組みやすいところの一つかなと思います。

諸澤：

お配りしたブックレットの13ページををご覧ください。ちょっとおもしろいと思うのですが、このことについてお伺いします。

札幌市の廣川様、あるいは、道の亀田様あたりにお聞きしたいんですけども、被害者が最初に相談をするところ、いわゆる「入り口」についてです。国によっていろいろありますけれども、欧米では民間の被害者支援センターにたくさんの方が相談に行きます。そこで対応できない場合は、どこかに referral（紹介制度）といいますけれども、どこかにつないでくれます。アメリカなどでは、自分のところでできない支援は、責任をもって他のどこかにつないでくれます。

日本みたいな国では、欧米とちがって、この入口の部分を地方自治体がやるべきではないかと、最近思うようになりました。私は、かつて、日本でも各都道府県にある被害者支援センターが「入口」や「要（かなめ）」になるのであろうと思っていましたが、20年ほど様子を見ていて、各地の支援センターにはそれだけの実力がなくて、最近、市町村がまずは入り口の役目を負うべきではないかと考えるようになりました。

多くの被害者は市役所に相談に行き、市役所でできない支援については、予め協定してあるどこかの支援組織につないでいくということです。通常、被害者支援に関わる組織は10ぐらいあります。それらの支援組織のネットワークの中心になるのは市役所が適任かと思えます。日本の現実を考えた場合、一番やりやすい方法かなと思うんです。このあたりについてはどうでしょうか。もし、市も道もやらなかったら、じゃあどこがやるんだという話もありますが、このあたりについて、まず、廣川さんからどうでしょうか。

廣川：

まず、基礎自治体である市役所がというのは当然のご意見なのかというふうに思います。札幌市の場合は、政令市なので、区役所がございまして、まず区役所に様々な相談が寄せられるわけがございまして。そこで、何度かお話に出ていますように、二次被害などが生じないように、男女共同参画課では、犯罪被害者の皆さんの現状を理解して、窓口対応などで被害を与えないようにすることを目的とした研修なども行っております。まだまだ、まずは警察へというところがスタートにはなると思うのですが、そのあとの生活を再建するとか、様々な相談に対して、まだ十分に行えているというふうには申し上げることはできませんけれども、今後の課題としては認識しております。

諸澤：

亀田様はどうですか。

亀田：

相談窓口を、直轄で設置している、あるいは、道のように窓口を委託しているという違いはありますが、現実問題として、各市町村や関係機関・団体では、様々な被害者の方々から、多種多様な相談を受けている中で、窓口を運営するための財源や人材は限られていると思います。このため、効率化を見据えて、適切な支援を行うためには、適切な相談先を漏れなく教示できるようにすることや、人事異動間もなく、経験の無い職員のスキルをアップするため、マニュアルなどを用意するなど、担当職員の質の向上と確保等が窓口の充実化への方法の一つであろうということで、道としても、広域自治体という立場でございまして、各組織における体制充実化への取り組みを支援するため、色々なハンドブックを作っております。「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を数年前に作りまして、去年は、性暴力に特化したハンドブックを作成しております。これを市町村はじめ関係機関・団体、学校など広く配布しておりまして、それを活用することにより、まちがいなく適切な相談先に繋ぐことや、知識などの蓄積による質の向上を図っていけるような支援を、道としては行っております。

諸澤：

ありがとうございます。北海道警察の佐々木さん、ちょっとよろしいですか。警察庁をはじめ各警察も積極的にやってくられて、実績をお持ちなんですけど、今、都道府県や市区町村の支援を考えていて、警察との連携という問題があると思うんですね。大阪でシンポジウムを開いた時に警察庁OBのある方が、警察と行政の連携って、そんな難しい問題じゃないっておっしゃっていたんですけども、どうでしょう。現実的に警察と道庁あるいは市区とのパイプってというのはどういう風に考えられますでしょうか。

佐々木：

警察署は、全道 66 警察署でございます。その中には非常に自治体と連携が上手くいっているところもありますし、逆に、被害者連絡協議会という形で同じ構成メンバーの中には入っていないながら、かかわりが薄いところがあることも否定できません。一方で各警察署の中にも、少なからず温度差がありますし、自治体によってはそもそも被害者支援に関してあまり関心がないというところもありますので、理解を持ってもらう段階から始めなければならぬところも中にはございます。そういったところが今後の課題になっています。

諸澤：

まあ、どっちが先に声をかけるかっていうのは、わかりませんが、警察から声をかけるべきだという人もいるし、逆に行政が警察に協力をお願いするという考えもあります。それぞれ制度なんだろうと思うんですけども。そういう現実が各地に色々あると思うんです

が、やっぱり最終的には警察と行政機関がちゃんとパイプでつながっていないっていうのが、地域における被害者支援でうまく働かない原因であり、一つの大きな課題だなと思った次第です。ありがとうございます。

鴻巣：

それでは、三番目の外部との連携というところでもまたお話を頂きたいと思います。わたくしの方からは、他にも条例があって、きちんとした支援を行っている自治体をいくつかご紹介したいと思います。明石市は既に能登さんの方からご紹介頂きましたけれども、この冊子の、25 ページのコラムの②に載せてくださっています。とても良い言葉が書いてありますので、お読みいただきたいと思います。次に、こちらは東京都の多摩市ですが、人口は15万ほどで、条例はだいぶ前にできているのですが、とても良い支援をされているなと思っています。と言いますのは、条例ができた時からの職員がずっといらっしゃいますし、他にも非常勤ですが週3回、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている方がおられます。実際にとってもいいなと思いましたが、市の中で職員研修を、毎年されていますが、自由参加ではなくて、いろいろな部署の方が必ず出席することになっています。そうすると、何年かするとほとんどの部署の職員が参加されることになり、そうしますと、行政職の職員だけではなくて、保育園や、学校関係者からも被害の情報が寄せられことがあると伺っています。そのあたりがとても重要なと思います。コラムの27ページに、職員の方が、書いてくださっていますが、とても良い文章だなと思います。最後は先ほど申しました茅ヶ崎市です。こちらは条例を作っていただき、とてもいい支援をされています。ですが、茅ヶ崎市には専門の相談員はいらっしゃいません。市民課の職員の方が相談にあたっておられます。ただ、とてもユニークなのは、平成21年から、茅ヶ崎の被害者グループが（ハートバンドのお仲間でもありますが）市と契約を結び、月に1回、希望する被害者がいらしたときに、相談にのったり、話し相手になっています。また、市の窓口職員は行政職ですが、担当が変わるたびに、神奈川の支援センターが行っているボランティア養成研修に出席されて、研修を受けています。こうしたこともあり、「被害者が窓口に来たらどうしようか、なんて答えようか」などということではなくて、とても丁寧に対応していただけています。お手元の資料にも載せていますので、そちらもぜひご覧いただけたらと思います。茅ヶ崎の担当の方は、条例ができるまでの351日について、51ページにコラムを書いておりますので、ぜひこちらもご覧にいただけたらと思います。

それでは3番目になりますが、関係機関の間の連携協力ということで、まず北海道の亀田さん、先ほど伺いましたが、基本計画の中に、連携という言葉がたくさん出て来るということで、連携の大切さを痛感されているかと思うのですが、これについて何かご意見いただけますでしょうか。

亀田：

道では、今、「第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画」を実行中でございます。道のホームページにもアップしておりますが、この黄緑の表紙の冊子本を色々なところに配っております。ここでの取り組みの数が、116項目に上ります。計画では、重点課題を設定しており、この課題の一つに、「支援等のための体制充実への取組」があります。ここでの取組に、「連携」という言葉が非常に多く盛り込まれております。例えば、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」、これは、警察の所管になりますが、道警本部、各方面本部、各警察所単位に設置の被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、総合的な被害者支援が実施できるように努めるとの記載がありますし、さらに国の機関、弁護士会、法テラス、医療機関等との連携や学校内における連携などの取り組みを盛り込んでおまして、連携という意識をもって道職員、道の関係機関は施策を進めていると思います。また、先ほど、去年、性暴力被害専門のハンドブックを作ったと申しあげましたが、「北海道性暴力被害者支援ハンドブック」と言い、これは、私どもが単独で作ったわけではございません。関係機関・団体等による議論を重ねて作ったものでございます。中央児童相談所、教育庁学校教育局、道警被害者相談室、札幌市の男女共同参画課、児童相談所、教育委員会、それと北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、NPO法人ゆいネット北海道が、それぞれの専門分野を活かして、作ったのがこのハンドブック。それと、小学校の高学年向けに作った、「性暴力について知ってほしい」についても、同様な方法で作成し、全道の市町村教育委員会に送っています。私どもは、この連携というのが脳裏に焼き付いているようなことがありますし、単独よりも連携した方が、より良いものを作れるというスタンスがあると思います。

鴻巣：

ありがとうございます。先ほどの廣川様の方では連携取っていくにあたってどういうことを進めていかれようというふうに思っていますか。

廣川：

今やはり連携という単語ですが、それはキーワードになるのかなというふうに思っておりまして、札幌市が中心になってということまではちょっと、まだまだ力不足だと思っております。被害者支援をしている関係機関の連絡会議のようなものを設置してただけると大変ありがたいというふうに思っているところです。それぞれの機関が何ができて何ができないのかという、この辺りが明確になると、お互いにどう協力していくことが良いのか考える糸口になるのではないかと考えております。

鴻巣：

ありがとうございます。連絡協議会のようなものができるといいなということと、それからそれぞれができることを明確にする、これが大事だというご意見を頂きました。横浜市で

は、確か、窓口出来て6年で、最初と比べるとすごい勢いで件数が増えているかと思うのですが、互いの連携の取り方について、どういうことを心がけてこられたのかお教えいただけますでしょうか。

木本：

先ほど申し上げたこととちょっと重なる部分もありますが、例えば、警察との連携が非常に重要だということはいろんなところで再三言われてきたことだと思うんですけども、神奈川県警の被害者支援室はすごく熱心に動いてくださっているんですね。被害直後から、支援室のカウンセラーさんが2人いらっしゃるんですけども、その2人が中心になって事件直後からピタッと被害者の方にくっついて、お通夜とかにもいってらっしゃいます。その中で例えば、いくつかあるんですが、一つは、カウンセラーさんですから、精神的な安定に関わる部分はその方が引き続きやってくくださるんですけども、それこそ、経済的なこと、それから子育ての事、介護のこと、そういったことで、この人ちょっと困っていることがあるなどとなるとすぐ、こちらに連絡が入ってきて、何か方法がありませんかっていうことを聞かれます。その場合、県警の方と同席して面接をして、お困りごとを聞いて役所につなげるか、直接そのサービスを調整をするとか、そういったことをやっています。またもう一つは、これはちょっとどの自治体もかどうかわからないですけども、原則としてやはり県警の被害者支援室は、身体犯、なによりも被害届が出ていないと対象にはできないということがありますので、横浜市の場合は、そこはこだわっていませんので。詐欺で被害にあったとか、親族間犯罪ですね、夫が妻を殺めてしまっ、お子さんだけ残されたとか、親がお子さんを殺めてしまっ、配偶者の方がいらっしゃるとか。そういった場合は、警察の方は支援に限度がありますので、横浜市でそういう事案があると、すぐに電話がかかってくるってことになります。やっぱり、お互いのそれぞれの領域というか、何ができるかってことが明確になっていると、スムーズに連携も行くのかなという風に思っております。

鴻巣：

あと、モデル事業の件いいですか。

木本：

最初は内閣府で、今業務が移行して警察庁になりましたが、国との協働によるモデル事業のようなものがありまして、連携体制を推進していくにはどうすればいいのか、というテーマで横浜市は取り組んでいまして。市内の関係機関、それこそ警察、県弁護士会、検察庁、保護観察所、法テラス、その他もろもろですね、病院とかもありますし、各機関の長の会議があっ、それから実務者の方が集まって、事例検討をします。この事例検討が僕はすごく有効だなという風に感じていて、事例検討をやると各機関がどういうことで役に立つのかということがお互いにすぐわかるんですね。今やっているのは、本物の事例ではなくて、仮

想の、仮の事例を作って、これについて話し合ってみましょうということをもう 3 年くらいやっているんですけれども、これがすごく有効だなという風を感じています。

鴻巣：

ありがとうございます。明石市の方はどうですか、外部との連携はどんなふうに取り合っていますか。

能登：

外部との連携ということでは、先程も諸澤先生おっしゃったようにですね、市役所というのはネットワークの要になるんだと思います。明石市では犯罪被害者等支援に限らないんですけれども、市役所を中心にいろんな各団体とつながりを持たせていただいております。なかなかいろんな団体がある中で、どこからスタートするかというのは難しいんですね。ただ、役所が声をかけるといろんな団体ってのは、役所が主催しているんだからまあ行こうかと、まあ会議とかもですけれども、何か始まるのであれば行こうかということ、役所が声をかけるってというのは非常に大きいつながりになってくるのかなというふうに思っております。役所でできることってというのはいろいろあるんですけれども、例えば保険サービスとかですね医療サービスとか、いわゆる犯罪被害にあわれたからこうっていうわけではなく、一般の市民サービスの中で当然すべきことってのはあると思うんです。被害にあわれたからやることというよりは、犯罪被害者にあわれた方を特別扱いするというわけではなくですね、普通に市役所に来られて、市民の方が医療のこと保険のことなど相談されたときに当然対応すべきことというのはまずや役所でできると思うんです。その上で、役所でできないこととしてですね、まあ関係機関として特に警察との連携というお話がありましたけれど、連携、連携という言葉すごく使いますけども、まあ要は顔の見える関係が築けているかどうかというところが、非常に大事なんだろうなと思います。連携という言葉を使うと、使いやすくつながりやすくいいなと思うんですが、実際顔の見える関係が築けているのかということかなと思っております。先ほど渡邊さんの方からお話ありましたけども、被害直後の危機管理の時ですね。なかなか役所の人間としたら、そもそも事件があったのか、被害にあわれたのかっていうのがなかなか分からないです。新聞報道になるような大きな事件とかであれば、市民の方が被害にあわれたんじゃないかということは把握できますけれども、そうでない場合にはやはり多くはほとんど警察の方からの情報提供、被害者の方からのご相談もありますけれども、被害者の方からのご相談よりも前に警察の方からの情報提供ということからスタートすること。これが多いです。そういう意味では警察の方からと、普段から担当の方とも顔の見える関係を築いておく必要があるのかなと、そういう意味でそういう形での連携というのが必要になってくるのかなというふうに認識しています。以上です。

鴻巣：

ありがとうございます。パネラーの方からたくさん発言が出ましたが、フロアの方からご意見あるいはご質問などございませんでしょうか。何なりと頂けるとありがたいのですが、自治体の方に対するご要望ですとかなんでも結構ですが、いかがですか。

能勢：

札幌市在住の能勢といいます。今日は受付けのお手伝いをさせていただいていました。

私も交通事故被害者の家族で、5年前に11歳だった息子が交通事故に遭いました。息子は、事故時は心肺停止、その後搬送先の病院で2度の手術中に2度とも心停止で手術は行われずでした。しかし、3度の蘇生後、なんとか命は取り留めて今も生きてはいます。生きてはおりますが、5年経った今も最も重たい障害を負い、食べる事も飲む事も、もちろん話す事も出来ず、身体は指一本思うように動かすことも出来ません。

今日は、こちらで沢山お話を聞き、すごくいろいろな取り組みがされているんだなあと思いました。ある日突然、重度障害者の家族になってしまい5年過ごして来ましたが、今日聞いた北海道や札幌市が取り組んでいるサービスや支援がある事は、どういう訳か私達のところには情報として入って来る事は殆どありませんでした。今日目にしたりリーフレットも見た事があるような記憶もありますが、息子が生死を彷徨い毎日苦しんでいる中、自分から電話をしてみようとは思いませんでした。

その後、仕事もろくに出来なくなり、まだ幼かった娘の事を気にかけることも出来なくなり、経済的にも精神的にも酷い生活が始まりました。1年以上が過ぎ、ようやく息子の容態が少し落ち着き、車椅子を作るために、抵抗はあったものの身体障害者手帳を作り、嫌々区役所に行くことになりましたが、その時にも、5年前から受けられるべき特別児童扶養手当の説明は無く、私とその制度を知ったのはまだ更に後で、1年前からようやく支給されました。区役所では自分達の説明が抜けた事を認めたものの、税金など取るものはいくらかも遡るのに、支給するものについては、あくまでもどんな事情や状況にあっても申請主義を訴え、一日たりとも遡ることはしません。せっかく、素晴らしい制度も必要な人が必要な時に使えないのであれば、全く意味が無いと思いました。

もう一つ大きなこととしては学校の事です。息子は事故時、11歳小学5年生でしたが、養護学校の訪問教育を受けられるようになるまで3年かかりました。丸3年、義務教育中である息子が何の教育も受けられていなかったということは憲法違反にあたり、とても問題になるような事だそうです。しかし、情報が入って来ないどころか、何処に相談しても誰に聞いても「わからない」「前例がない」という答えばかりで、全く前に進みませんでした。結局、自分達が動かなければ情報も得られないし何も始まらないという事はこの5年で思い知りましたが、とにかく初めての事、慣れない事、知らない事ばかりで難しい事ばかりでした。

行政の方々には、こんなケースが実際にあるという事を知ってもらい、今のやり方では、

当事者には届いていないということを受け止めてもらい、今後に生かしていただけると嬉しく思います。

私はこれらの事をずっと自分が動けなかったことが原因であったと、息子に何もしてきていないと後悔しながら今も過ごしています。

諸澤：

ありがとうございます。ちょっとコメントさせていただきます。これって、知る権利ですよ。被害者には色々な権利があると言いましたが、その中で最も大事なものは何かというと、「知る権利」です。それをさらに正確にいうと、「知らせてもらえる権利」なんですね。英語で、inform という言葉を使うんですけども。だから被害者にはどういうことをしてもらえるかということを教えてもらうことができるということです。

日本の場合は、警察署などにパンフレットやチラシがあって、読んでおいてくださいという形になっています。被害者が読んで、気がついて、ああそうかと思い、どこかに連絡するという状態なんです。これはもう、主権も何もないのであって、本来だったら、コーディネートをする役をどこがやるかっていう問題になりますけれども、そういう人がいて、資料を見せて、すぐ口頭で説明して、こういう場合にはこういうことができます。もし必要であったらご連絡ください、という風にしなきゃいけないんです。ほとんどの被害者は、被害を受けた直後に渡されても、とても読んで理解できる状態ではありません。

普段の時でも理解できないことなのに、加えて、行政がつくる文章というのは市民には難しいです。担当者は、被害者に積極的に働きかけて、こういう場合にはこういうことができますよ、必要であればご連絡くださいというところまでやらないといけないんです。それを、どこがやるかっていう問題ですよ。皆さん方ちょっと今話を聞いてもらって、感じるものがあったら、どなたでも結構ですけど、木本さんどうぞ。

木本：

本当に、お話を聞いて、胸が痛くなりましたけれども、横浜市はまだその辺は完全にはできていないところかなと思ってるんですけども。たぶん今のお話の中で、最初に警察が関わった時に、そういうお困りな状態だということが分かった時に、警察から例えばその被害者支援センターだったりとか、行政の窓口で連絡が入るという手立てが一つあったかもしれませんが、何か手続きで、区役所とか行かれますよね、その障がい者手帳を含めて、その時点で、役所は申請主義っていう原則があるので申請されないことについては、あまり踏み込まないということは正直あるんですよ。なんですけど、被害者支援に関しては、先ほど申し上げたように、申請されない部分でやっぱりお困りごとがいっぱいありますから、そこで役所の人例えば申請されたことだけじゃなくて、他に何かお困りのことはないですかとか、こういったことは大丈夫ですか、と尋ねてそれを他に繋ぐとか。あるいはそこまでいなくても、まあ理想を言えば、犯罪被害者なんだなってわかった時点で、例えば横浜市でい

うと、区役所の方がうちの窓口へ、一報入れてくれて、こういう方がいらっしゃるからお話し聞いてもらえないか、となれば私の方からご連絡ができたということなんです。そういった形で、これは横浜もまだ全然十分ではなくて、組織が大きいので、なかなか全部の職員がうちの窓口を知っているわけではないので、できていないですけれども、少しずつですが、そういう市や区の窓口からこちらに直接連絡が入るといったケースも出て来ています。そういった形でやはりその、途切れない支援といえますか、どこか折角つながった窓口がそこで終わるんじゃなくて、そこからもう一歩また別のところにつながっていくことができることが理想だと思いますし、行政としては、それをたぶん目指していく姿なんだろうなと私も思いました。

鴻巣：

ありがとうございます。実は、3番の庁内関係部署との連携に、移りたいのですが、時間がだんだん押してきておまして、庁内関係は、とても重要ではあるのですが、時間がありましたらまた戻ることになってしましまして、条例の必要性、効果と条例に入れるべき文章ということで、先にこちらに進ませていただきます。

自治体における被害者条例の必要性につきましては、こちらのブックレットの10ページから15ページに詳しく解説をいたしております。その根拠としては、生活支援を必要とする被害者、それから2番目、被害者の権利と利益を守る自治体の役割、3番目、被害者の権利利益に法的根拠を与える条例制定、4番目、地域における被害者支援の要となる自治体、5番目、専門性が求められる自治体の被害者支援。ここに詳しく書いてありますので、ぜひお読みいただきたいと思います。そして実際に条例ができた場合、自治体にどんなことが期待できるか、効果があるのかということも挙げさせていただきますと、条例で規定することによって市民に周知できる。それから、予算を計上するために、計画的に支援を行うことができる。したがって、支援をしやすくなる。また、報告義務（議会や市民に対して）があるために透明性が増す。したがって、市民の理解を得やすくなる。担当者や周囲の意識が変わる。庁内での連携がとりやすくなる。庁内や市民から支援の要請が寄せられるようになる。実際にこういうことをご報告いただいております。では、なぜ、要綱では具合悪いのかと言いますと、要綱の場合、簡単に変更ができてしまう。それから、支援窓口開設当初の担当者あるいは上司が異動することによって質の担保や継続が難しくなる。こういうことがあるかと思っております。で、実際に、条例を使って支援をされている方は、やはり条例があるので動きやすいと言われます。自分はしょっちゅう直接支援などで出かけるが、他の人は席にいてのに何であなただけよく出かけるのと、言われるが、条例のここに書いてあるでしょ、たとえば、納得いただける。それから、関西のある支援センターの事務局長がお話くださったのですが、その県ではかなりたくさん市の条例が出来ています。被害者から支援センターに連絡が入ると、すぐにその方がどこにお住まいか、あるいはどこに通われているか、を聞き、その市にどんな条例があるかをチェックされるそうです。そうしますと、「あ、そ

の市の住民だったら、この支援がすぐできる。」支援をする時に、非常にやりやすいと伺っています。

条例にどんな条文を入れるか、ということですが、わたくし共の冊子の第4版に載せておりますが、ここにあります通り、総合支援窓口を設置、を入れていただきたい。それから、二次被害及び再被害の防止、それから損害賠償請求。立て替え、は無理でも、請求手続きの支援はできるのではないかと、こういうことを入れていただきたいと要望しております。これはホームページでダウンロードいただけますし、条文は、54ページからの資料のところに載せております。ただ、逐条解説などは載っておりませんので、ホームページをごらん頂けたらと思います。

生井さんはいかがでしょう。もし条例を住まいの市で作ってくださるのでしたら何をぜひ入れて頂きたいとお思いでしょうか。

生井：

私は、2年ぐらい経ってから悩んだのですが、やはり、初めだけ支援をして、ほったらかされると、その後について悩みが発生するか、いつご近所から何か言われて困ったことができるかということが分かりませんので、長い時間をかけて支援をいただければありがたいと思っています。

私も、直ぐならいいんですけども、3回忌終わった後、2年も経ってからですから、相談するところもその頃はありませんでした。相談するところがもしあれば、そこに相談しに行けて、夫とももっとうまくやって、家庭も明るくして、いい毎日、いい数か月でも送れたかなと思いますので、長い支援をお願いしたいと思っています。

鴻巣：

ありがとうございます。本日はですね、札幌弁護士会の、弁護士の先生方もいらっしゃるかと思います。フロアから条例に入れるべき条文がありましたら、それにつきまして、ご発言いただけたらと思います。お願いいたします。お名前もお願いできますか。

大鹿：

弁護士の大鹿と申します。生井さんの民事裁判について、手伝わさせていただきました。それで、生井さんの裁判、先ほども話があったのですが、その寄付がなければ一部請求しかできないという状況がありました。それと、それ以外の事件でも、損害賠償命令という制度があるんですけど、それだと、どんなに請求額が大きくても2000円でできるんですけども、ただその加害者の方から異議を出されると通常の裁判に戻ってしまって、10万、20万、30万の差額分を払わなきゃいけなくなってしまうんですけども、加害者の弁護士から、異議を必ず出しますと言われてしまって、被害者と相談して損害賠償命令を取り下げたということもあったりして、結局、払わない、逃げ回っている加害者のせいで被害者がさら

なる経済的負担を負わなきゃいけないっていう状態が続いているので、もし条例を制定する際には、民事的な裁判の訴訟費用というものを国とか地方自治体が支援してもらえるような制度を作っていただきたいなという風に思っています。

鴻巣：

ありがとうございます。もう一方、弁護士の先生から。

千崎：

札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属しております弁護士の千崎と申します。パネリストの方からたくさん色々お話しいただいて、参考になってありがとうございます。私からご指摘させていただきたいのは、今の大鹿先生からのご指摘もあったんですけども、やはりあの、現にですね、犯罪被害者の方の法廷被害者支援という立場から申し上げるとですね、事件直後、もしくは直後だけではないんですけども、経済的な負担が非常に大きいということがあると思います。例えば、私が担当した事件ですと、娘さんがお亡くなりになったんですね。そうすると、おひとり暮らしだったりするとですね、ご両親がその家を引き払ってあげなきゃいけないとか、お引っ越し代を出してあげなきゃいけないとか、もしくはいろいろお葬式を出してあげたりだとか、いろいろな費用が事件直後も必要ですし、また同じ地域にいたくないとかっていう理由でお引っ越しされたりだとか、もしくはですね、生計を維持していく長の方がお亡くなりになったりするとすぐに、困窮、収入が入ってこなくなったりしてですね、困窮してしまうと、言うことができます。今の日本の制度ではですね、やはり加害者が一番悪いということで、加害者に損害賠償を請求するということが大原則ということになっていますけれども、皮肉なことに、重い事件であればあるほど、当然長期に刑務所に行くと、加害者がですね、ということで当然回収は難しいという、働いて返すということは当然できなくなってしまいますので、回収が難しいと、まあ事件であるとなかなか経済的に加害者が恵まれているわけでもないということもありまして、事実上回収が困難、もしくは不可能であると、言う風になった場合に、損害賠償をしようとしても、諦めてしまう。しても意味がないですねということになってしまう。ということがありえます。さらに、国の制度ですね、犯罪被害者給付金という公的なお金が支給されるということも、あるんですけども、この制度、今色々弁護士会とかですね、被害者の会が国に請願したりしていますけれども、非常にお見舞金的な制度であってですね、なかなか生活支援のための制度になっていなくて、非常に支給される金額も安かったりですとか、被害者と加害者の関係がですね、親族だったり、知り合いだったりすると減額されてしまうというようなことが、親族間が加害者被害者であっても、経済的に困窮してしまうということは変わらないと思うんですね。さらに給付されるまで非常に時間がかかると。事件が終わってさらに半年一年という風になって初めて給付されるという制度にもなっているんで、そういういったものを一部でもはやく、早期に建て替えて、頂いたりですね、もしくは明石市なん

かの条例ではすでにあるというふうに聞いていますけれども、加害者に対する損害賠償を一部立て替えてですね、その代わりに、自治体が加害者に対して請求していくと、そういう制度があるというふうに聞いておりますけれども、そういった形ですね、少しでも経済的な、被害者の負担を減らして頂くと、そういう中身の条例をぜひ作っていただければ、我々としてもこういう条例がありますよということをおすすめできるかなという風に思いますので、そこはぜひお願いしたいと思って居ります。以上です。

鴻巣：

ありがとうございます。実は、明石市の能登様より、明石市で今回条例を改正しようと言われており、画期的な内容が含まれているということですので、ぜひご紹介頂きたいと思えます。

能登：

明石市ではですね、条例を平成 23 年に制定したのち平成 26 年に改正しました。今年度ですね、条例の改正を検討しております、来年度に条例改正をしようと思っております。お配りしている資料の中に、A3 の資料が入っております。こちらが現在の明石市での条例の支援策の概要をカラーでまとめさせていただいた資料です。このときはですね、平成 26 年に改正を大幅にして先ほど千崎先生からご紹介いただきました立替支援金制度、13 条というところ、下から 2 つ目のですねオレンジ色のところの制度を創設しました。これは、先ほどご紹介いただいたように、被害者の方が加害者に対して損害賠償の裁判をして勝って、判決が確定しても支払われないと、そういったときに、市の方で被害者の方に上限 300 万円までですけれども立て替え払いをさせていただいて、被害者の方から譲り受けた 300 万円分を市が加害者から取り立てると、そういう制度を作ったものでございます。ただ、この制度はですね、今現在利用されている方がいらっしやらない現状です。対象の事件を被害者の方が、故意の犯罪行為により亡くなられた、いわゆる殺人事件のようなケースや、寝たきりであるとか、そういったかなり重篤な障害を受けられたケースに限定しております。これはいろいろご意見いただく中でですね、市民の税金を、市民の方からお預かりしている税金を利用できる範囲ということで、このように制度設計をしているんですけども、今年度もう少し広げる方向に出来ないかというところで、ご意見をいただいているところです。明石市では、この条例の改正にあたってですね、先ほど連絡協議会というふうな話もありましたけれども、当事者の方、犯罪被害にあわれた当事者の方やご遺族ご家族の方弁護士会や臨床心理士会などですね関係機関の方にお集りいただいて、ご意見をお伺いしました。これらの制度は全て当事者の方から入れてほしいと要望を受けて入れているものでございます。今回の条例改正の中でご意見をいただいているのはですね、先ほど生井さんがご講演された内容で、委員の方の一人が息子さんをなくされて、今九州にお住まいの方なんですけれども、明石の委員をしていただいてまして、大阪で息子さんをなくされて、民事の裁判を起こされ

たけれども、10年たっても全然払われないということで再び再提訴された、まさに生井さんと同じような状況だと思います。その方からですね、ご意見いただく中で、裁判所に支払う印紙代、郵券代が非常に高いと。この方は一億円を請求されているので、それだけで裁判所に30万円くらい払わなければいけないと。また、弁護士費用もですね、その方が頼まれた弁護士さんは、再提訴だけで30万円取られたということで。なかなか当事者の方からしたら、加害者が逃げ得をしているのに、なぜ被害者の方が30万円も裁判所に払って弁護士に30万円払って、なおかつ福岡から大阪まで交通費往復だけでも5万くらいかかると。そういったかなりの負担をしなければいけないのかと、そういったご意見をいただきました。そこで、現在検討中ではありますけれども、少なくとも被害者の方がそういった負担をするのはおかしいだろうと、加害者が第一の責任、さっき千崎先生おっしゃったように、第一の責任でありますけれども、そういった犯罪を抑止できなかった行政（社会）にも責任があるっていうことでですね、冒頭諸澤先生からありましたけれども、犯罪被害者等基本法5条にある地方公共団体の責務として、そういった裁判所に支払わなきゃいけない、かかってくる費用について行政の方で補助をするという制度作りを検討しているところでございます。もう1点検討してるのがですね。いわゆる未解決事件の犯人ですね、逮捕に向けて情報提供のビラなどを配られてる方がいます。委員の一人はそういう方なんですけれども、そういったときにかかる費用の負担なども行政の方でできることはないかということで、現在検討をしております。最後1点だけなんですけれども、条例の制定の必要性の効果というところでですね、さきほどパワーポイントありましたけれども、やはり、明石で条例が出来てすぐ変わったなと思うところはですね、市民の方の雰囲気が変わったんですね。というのはですね、皆さんご存知の神戸連続児童殺傷事件の被害者の土師守さんが我々明石市の委員の一人なんですけれども、例の少年Aの「絶歌」の出版の際に土師さんからご意見をいただきまして、ぜひこういう本は明石市で買わないでほしい、図書館にも置かないでほしいし、書店にも置かないでほしいというご意見をいただきました。それを踏まえて、条例に基づく対応として、明石市の図書館にはその本を置かず、また市内の書店すべての店舗に配慮を求めると。まあ条例では努力義務ですので、配慮を求めると。市民の方にも広報紙やホームページなどで、この本については配慮をお願いしますといったところですね、すべての書店の方が置かないという選択をしていただきました。その対応については、いろんな方から賛否両論をいただいていたんですが、市民の方からは反対意見が出なかったんですね。市役所に連絡していただいた方は市民の方は皆さん、条例あるんだね、分かっているよというようなことで、非常に雰囲気が変わったなという次第です。という意味で、条例の効果としてですね、被害者の方のよりどころになることはもちろんそうですし、自治体職員のよりどころにもなりますけれども、市民の皆様への周知啓発にもつながっていくんだなというふうに思っております。本日ですね、ぜひ、この中にも自治体関係の方もいらっしゃるかと思いますけれども、北海道内の自治体でもですね、できるところから条例を制定していただけたらなというふうに思っております。長くなりましたが。

鴻巣：

ありがとうございます。いよいよ時間が迫っておりまして、最後に一言ずつ、木本さん何かありますか。一言お願いいたします。

木本：

自治体の市町村における支援というところなので、いろんなお話が出たと思うんですけども、本当に体制とか、予算とか限られているところではあると思いますので、今できる、今やってらっしゃるラインのところから、あと一步何ができるかということのをちょっと考えていただいて、まずそれをやると。そこからではないのかなと。横浜市もまだまだ、これからやらなきゃいけないことがいっぱいありますので、立場的には同じですから、そういったところで取り組んでいくのがいいのかなと感じました。

鴻巣：

ありがとうございます。高山さんはいかがでしょう、何か一言ありましたら。

高山：

明石市の自治体のお話をお聞きして、非常にうらやましく思いました。自治体の方でのいろいろな被害者支援の制度や政策があるということを感じながらお聞きしていましたが、もう一步踏み込んで他機関や民間支援団体等との連携が密にとれるようになると更に良いと思いました。生井さんのお話のなかにもありましたが、当相談室で受けた中でも、一つの支援が終わったら、次に何もなくなり放り出された思いがしたという、被害者の声がありました。支援の隙間ができたということなのです。一つの支援が終わった時に、確実に次につないでいただければ、そこも少しは防げるのではないかと考えております。以上です。

鴻巣：

廣川様いかがでしょうか。一言お願いいたします。

廣川：

札幌市はまだまだできていることというのが少ないものですから、まずわたくし共の窓口を知っていただきたいという思いがございまして、様々なご意見ご相談を頂く中で、また見えてくることがあるのかなと思ひまして、啓発などにも努めていきたいというふうに思いました。

鴻巣：

亀田様いかがでしょうか。

亀田：

道における施策は、まだまだ量や質において足りない面があろうかと思います。国や民間の団体、そして市町村との連携を一層強めて、施策を進化させていきたいと思います。

鴻巣：

ありがとうございます。生井さんからはいかがでしょうか。

生井：

私は、今日こんなに多くの方々が被害者について、考えてくださっていることに本当に感動して嬉しく思いました。支援の方々も皆さん体に気を付けて、長い支援を被害者の方々にしていただきたいと思います。ほんとに今日はこんなにたくさんの方もご参加くださりまして、とてもうれしいです。ありがとうございました。

鴻巣：

ありがとうございました。ちょっと時間が過ぎてしましまして、この後、内藤弁護士から総括を頂くのですが、つたない司会で申し訳ございませんでした。

最後に一言、皆様にお伝えしたいと思います。支援と言うと、とても大変、と思われている方も多いのですが、実はわたくしが息子を亡くしました時、近くの自治体に埋葬許可証を取りに行きました。その時に、窓口の職員の方が、埋葬許可証を出してくれながら、「息子さんは学生の時に国民年金に入っていましたね。今すぐ死亡一時金の手続きをしておきますから、すぐいただけますよ」と言ってくださいました。わたくしどもの場合、何の保険も、自賠責も任意保険も全くなかったのです。うつむいて窓口に行ったのですが、その一言に本当に力づけられたというか、今でもその時の情景を覚えているんです。ですから、本当に支援の窓口の方でなくても、市役所あるいは警察署、そこで会う方のほんの一言がとてもありがたいのです。ぜひ、みなさま普段のお仕事の中で、被害者がもしかしたらいるかもしれない、もしかしたら困っている人が来たのかもしれない。ちょっとアンテナを伸ばしていただいて、そして、お話を聞いていただけたらな、そこが支援の第一歩かな、と思っております。

今日は長い間パネルディスカッションお聞きいただきましてありがとうございました。これでパネルディスカッションを終了させていただきます。

ラポーター（総括発言）

・ 内藤 裕次 北海道交通事故被害者の会 副代表

ご紹介頂きました、交通事故被害者の会副代表の内藤と申します。

今日風邪をひいてしまいまして、すごいだみ声なんですけれども、耳の方も菌が回っちゃったらしくてですね、あんまり話すと菌をまき散らすので、すみません。簡単にお話しさせてもらいます。とはいってもなかなか簡単に終わらないのが今日のお話でして、非常に中身の濃い話を聞かせていただきました。まず日ごろですね、弁護士として、仕事をやっておりますと、どうしても損害賠償請求であったりとか、刑事訴訟がメインですけれども、今日は普通の生活に戻る権利をどう実現するかですね、こういったことが問われているんだなということがよくわかりました。

まず、諸澤先生の基調講演をお聞きしました。その中で特に印象に残った点。イギリスのジェームズ君殺害事件というのをお聞きしました。これはジェームズ君という方がなくなった事件ですね。国民の皆さんが刑事法廷で犯人を裁いてくれということでデモが起こった。仮釈放されたときには、同じように大規模なデモが行われたということでした。日本とは違うなと思いましたね。日本と違うところ、イギリスにおいては、被害者の方に対する偏見であるとか、偏った見方がなくて、皆さん被害者の立場に立って考えると、ということが浸透しているからではないかなと思いました。このような被害者の立場に立って考える人が周りにいるということは、被害者にとっては、支援者がいる、そして、支援者に囲まれているという安心感があるのではないかなというわけです。このような周りの人たちから受ける安心感というものが、今回の自治体による支援というところで問われているのかなというふうに痛感いたしました。

次に、生井さんの話です。生井さんにつきましては、実は10年前にですね、民事の訴えを起こす、お手伝いをさせていただいたことがございます。当時、弁護士になりたてのころでして、大したお役には立てなかったんですけども、マスコミの対応をさせていただいたというような記憶がございます。生井さんのお話は、二つのことなのかなと思います。まず一つはですね、専門家に話を聞いてもらえれば、旦那さんに対して、別の考え方をもって、接することができたんじゃないかとおっしゃっているんですね。事件が起きたのは平成2年です。被害者の冬の時代でした。そのころは北海道被害者相談室もなく、基本法も当然なかった時代で、あるべき支援が得られなくて、本当に残念なことだったと思います。ただ現在では基本法がございますし、相談できる窓口も増えています。しかし、被害者は情報提供を受けたとしても、事件直後には理解できていないということを、支援する方は頭に入れておく必要があるのかなと思いました。必要な時に必要なことを繰り返し定期的に情報提供するべきだ、と言うことで、大変示唆に富むものではないでしょうか。また、もう一つ、民事の消滅時効というものがございまして、その時効を止めるための訴訟の費用、つまり、印紙

代だけでも馬鹿にならないんですね。なぜこれを被害者が負担しなきゃいけないのかという話です。これについては、今日は、意見として出ていましたけれども、自治体等が費用を負担する、あるいは立替するという方法があるのではないかなと思います。

次にパネルディスカッションについての議論内容なんですけれども、こちらの方については、長くなりますので、多少要約という形になってしまいます。まず、支援の取り組みについて北海道や札幌市ではパンフレット等を作成して周知徹底しているということですね。旭川と札幌のカウンセリングセンターからは、カウンセラーによる直接の支援をしているという話も、お聞きしたところです。そして、次に行政の窓口の充実についても、いくつかの意見があったと思います。例えば広報誌で周知するとか、相談員の方の質の向上であるとか言うことが議論されました。特に記憶に残ったのがですね、行政手続きっていろんなものがたくさんありますので、被害者の負担で行っていくのも大変だ、ということで、一つの部屋を用意しまして、そこですべての手続きが終わるという事例もご紹介していただいたということが、非常に印象に残ったわけです。それから各機関ごとの連携についてもお話がありました。連携について札幌市の方から、連絡会議のようなものがあるとよいということと、その連絡会議を通じて各機関のできることでできないことが明確化できれば良いのではないかなという話もありました。

次に条例の必要性と効果ですね。これについて鴻巣さんの方から作成されたパンフレットをもとにお話があったと思います。最後に条例について、入れるべき条文ということで、これについても意見の交換がありました。私がもう一つお話ししたいのは、そこに被害者の意見をぜひ取り入れていただきたいと、言う風に思います。条例については、被害者が創る条例研究会の基本条例案というのがありますし、実は日弁連もですね、日弁連本部研究財団の研究費の支援というのを受けて、昨年条例案というのを提言しました。そこに、いろんな条例案が載っておりますので、これを参考にしてぜひ条例の作成推進に向けてお願いしたいと思うところです。

最後にもう一つ、先ほど申し上げたのですが、条例案に何を入れるのか。やはり被害者の方の意見というのをぜひ取り入れていただきたいと思いますので、条例を作成するという段にあたってはですね、ぜひ被害者の意見を聞いていただきたいなという風に思っております。

明石市、それから横浜市の方からは、先駆者と言ってよろしいでしょうか、非常に有益なご教授を頂いたなと思います。ほんとに今日は充実した内容になったのではないかなと思います。誠にありがとうございました。以上で終わらせていただきたいと思います。